

9 新潟市小災害見舞金支給要綱

改正 平成12年3月31日

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は新潟市災害救助条例（昭和50年新潟市条例第52号）が適用されない災害が新潟市に発生した場合において、その被災者に対し見舞金を支給することを目的とする。

(支給の範囲)

第 2 条 この要綱による見舞金を支給する場合は、災害により次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 住宅の滅失（全壊、全焼又は流出を言う。）により10以上の世帯が被災した場合
- (2) その他前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

(住家滅失世帯及び被害程度の認定)

第 3 条 住家が滅失した世帯数及び被害程度の認定は、災害救助法の取扱いに準ずる

(見舞金の支給)

第 4 条 第2条に定める災害の被災者に、次の各号に掲げるところにより見舞金を支給する。

(1) 住家被害世帯に対する見舞金

・全壊、全焼又は流失

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月～9月)	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	1人毎に10,000円を加算する。
冬季 (10月～3月)	30,000	40,000	55,000	65,000	80,000	1人毎に15,000円を加算する。

・半壊、半焼又は床上浸水

(単位：円)

世帯区分 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月～9月)	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を加算する。
冬季 (10月～3月)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	1人毎に5,000円を加算する。

(2) 死亡者、重傷者に対する見舞金

区 分	大人・小人の別	金 額
死亡者	大人（12歳以上の者）	200,000
	小人（12歳未満の者）	150,000
重傷者	大人（12歳以上の者）	100,000
	小人（12歳未満の者）	80,000

(支給の制限)

第 5 条 次の各号の一に該当する被災者には、前条に定める見舞金を支給しない。

(1) 第2条に定める災害の原因が、故意又は重大な過失による場合は、当該災害を発生させた者の属する世帯及び当該災害を発生させた者

(2) 新潟市に居所を有しない者

第 6 条 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号）の規定により弔慰金の支給を受けた遺族には、第4条第2号に定める見舞金を支給しない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則 （昭和45年4月1日から制定）

この要綱は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則 （昭和45年7月5日改正）

この要綱は、昭和45年7月5日から実施し、昭和45年7月2日から適用する。

附 則 （昭和46年7月1日改正）

この要綱は、昭和46年7月1日から適用する。

附 則 （昭和47年1月1日改正）

この要綱は、昭和47年1月1日から適用する。

附 則 （昭和47年11月29日改正）

この要綱は、昭和47年11月29日から適用する。

附 則 （昭和49年1月5日改正）

この要綱は、昭和49年1月5日から実施する。

附 則 （昭和49年8月28日改正）

この要綱は、昭和49年8月28日から実施する。

附 則 （昭和53年2月15日改正）

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この要綱の規程は、この要綱の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成10年8月10日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成10年8月4日から適用する。

附 則 (平成11年6月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

